

docomo MEC Compute E サービス利用規約 別冊(クラウド/サーバー)

第1章 総則

(適用)

第1条 docomo MEC Compute E サービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。

(<https://www.mec.docomo.ne.jp/>)の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(<https://www.mec.docomo.ne.jp/>))に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により別紙に定める docomo MEC Compute E サービス(そのカテゴリーがクラウド/サーバーに係るものに限ります。以下、「docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第2条 docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)には、別紙に定める場合を除き、共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありせん。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第3条 契約者は、その契約に基づいて当社が docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)に係るメニュー等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)に係るメニュー等の終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

第4章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第4条 共通編第28条(サービスレベル合意書の適用)に規定するサービスレベル合意書として、docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)に係るメニュー等の提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象及び適用条件等は当社のサービスサイト(<https://www.mec.docomo.ne.jp/>)に掲載する「docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

別紙1 仮想サーバー

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) サーバーインスタンス	複数のお客さまの仮想サーバーが当社提供の同一設備に収容される共用型の仮想サーバーを提供するもの
(2) イメージ管理	外部環境にある契約者のイメージを持ち込み、docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) 仮想サーバーで利用することができるもの。また、作成したイメージを外部環境へ持出し、契約者の環境で本メニューで作成したリソースの複製を作成することができるもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) サーバーインスタンス

A 提供条件等

(A) コンピュート

a 当社は、メニュー及びプラン毎に定めるサービス仕様に基づき、共用型の仮想サーバー（当社が指定する CPU とメモリの組み合わせにより docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）を通じて構築されるものをいいます。以下、同じとします。）を提供します。当社は、本メニューの提供にあたり、Smart Data Platform ポータルまたは API 経由で利用可能な以下の機能を提供します。

- (a) 仮想サーバーインスタンスの作成、削除、管理
- (b) 当社が docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストール

b 本メニューは、SAP によって、SAP アプリケーションがサポートされる環境ではありません。

(B) ボリューム

a 共用型の仮想サーバー構築を前提に、契約者が docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）を通じて、その仮想サーバーにデータを蓄積するためのデータ保存領域を提供します。

b Smart Data Platform ポータルまたは API 経由で以下の機能を提供します。

- (a) ボリュームの作成、削除、管理
- (b) 当社が docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）を通じて提供する OS 及び関連するソフトウェアのインストール

c 契約者は、1 のテナントにつき、総容量で 512TB 以内かつ 512 個までボリュームを作成できるものとします。

(C) OS

a Red Hat Enterprise Linux

(a) 本メニューは、仮想サーバーで利用可能な Red Hat, Inc.（以下「Red Hat」）が提供する Red Hat Enterprise Linux に係る OS を提供します。

(b) Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。

http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf,

http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

(c) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(i) Red Hat Enterprise Linux を docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。

(ii) Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。

(d) Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金（Red Hat が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

(e) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報（契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等）を当社から Red Hat に提供することに同意するものとします。

b Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications

(a) Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications は、仮想サーバーで利用可能な Red Hat が SAP Application 向けに提供する Red Hat Enterprise Linux for SAP Applications に係る OS を提供します。

(b) Red Hat Enterprise Linux の利用については、本規約の定めに加え、Red Hat のエンドユーザライセンス契約及びレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約が適用されます。これらの契約については、Red Hat の

以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のエンドユーザライセンス契約またはレッドハットソフトウェアサブスクリプション契約に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。

http://jp.redhat.com/licenses/RHEL_EULA_JAPAN.pdf

http://www.redhat.com/licenses/cloud_cssa/Cloud_Software_Subscription_Agreement_Japan.pdf

- (c) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (i) Red Hat Enterprise Linux を docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。
 - (ii) Red Hat Enterprise Linux の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
- (d) Red Hat が Red Hat Enterprise Linux に係る料金（Red Hat が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Web 料金表に規定する Red Hat Enterprise Linux に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- (e) 契約者は、Red Hat Enterprise Linux の利用にあたり、契約者情報（契約者名、契約者の電子メールアドレス、ライセンス利用状況等）を当社から Red Hat に提供することに同意するものとします。

c Windows Server

- (a) Windows Server は、仮想サーバーで利用可能な Microsoft Corporation（以下「Microsoft」といいます）が提供する Windows Server に係る OS を提供します。
- (b) Windows Server 等の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書（SPUR）が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書（SPUR）の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書（SPUR）に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
<http://www.microsoftvolumeicensing.com/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2&Language=32>
- (c) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (i) Windows Server 等を docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。
 - (ii) Windows Server 等に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、変更または不明瞭化すること。
 - (iii) Windows Server 等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること（適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます）。
 - (iv) Windows Server 等の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
 - (v) Windows Server 等に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること（その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながるものではない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション（制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。）などは含まれません。）
- (d) 契約者が Windows Server 等の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。
- (e) 当社は、契約者による Windows Server 等の利用にあたり、docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に関連する技術的なサポート（当社が指定するものに限り）を実施します。
- (f) 契約者は、Windows Server 等の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。
- (g) 契約者は、Windows Server 等の利用について、Microsoft が docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。
- (h) Microsoft が Windows Server 等に係る料金（Microsoft が当社に対して請求するものをいいます）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

B 料金算定方法

(A) コンピュート

- a Web 料金表に規定する「起動時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に起動した時刻から起算し、正常に停止した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- b Web 料金表に規定する「停止時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に停止した時刻から起算し、次に正常に起動した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

(B) OS

- a 本メニューの OS のプランについては、その OS がインストールされた本メニューのコンピュータのインスタンスに係るプランと同一のプランが適用されるものとします。

- b 本メニューの OS がインストールされた本メニューのコンピュータのインスタンスに係るプランに変更があった場合、本メニューの OS のプランは、その変更後の本メニューのコンピュータのインスタンスのプランと同一のプランに自動的に変更されます。

(2) イメージ管理

A 提供条件等

(A) プライベートテンプレート

- a docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に係るサーバーまたはストレージなどのリソースの状態を保存（イメージ化）したもの、または外部にあるイメージファイルを持ち込み、プライベートテンプレートとして保存するための保存領域を提供します。
- b 契約者は、本メニューのプライベートテンプレートを通じて、プライベートテンプレートからプライベートテンプレートのイメージが入ったサーバーやストレージを作成し、仮想サーバーで利用することができます。
- c 契約者は、本メニューのプライベートテンプレートを通じて、プライベートイメージテンプレートを他のテナント（当社が指定する方法により契約者が指定するものとします。）へ共有することができます。
- d 当社は、本メニューに係る容量の上限を1のテナントあたり1ファイル 4TB(4,096GB)合計のファイル数 256 とします。

(B) プライベートISO

- a 外部から持ち込まれたディスクイメージ（docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）の機能を利用することなく契約者により情報またはデータが蓄積された記憶媒体をいいます。）をプライベートISOとして保存するための保存領域を提供します。
- b プライベートISOとして保管されたディスクイメージから、仮想サーバーを作成することができます。
- c 当社は、本メニューのプライベートISOに係る容量の上限を 4TB(4,096GB)とします。

B 料金算定方法

(A) プライベートテンプレート及びプライベートISO 共通

- a 1のプライベートテンプレートまたはプライベートISOに係る利用料金（以下、「イメージ管理に係る利用料金」といいます。）は、次に定める算式に基づき算出されるものとします。
イメージ管理に係る利用料金
＝利用量(byte) × 利用時間(秒) ÷ 1024³(byte/GB) ÷ 60(秒/分) × 単価(円/GB・分)
- b 上記の記算式に基づき算出された額に端数が生じた場合は、その端数の小数点を切り上げるものとします。
- c 2(2)B(A)の a 及び b の算定方法により、契約者が支払いを要する利用料金として算出された額は、当社が指定する方法により、契約者に表示される料金額の内訳、料金算定に使用される時間等に基づき算出される額と異なる場合があります。

別紙3 ストレージ

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) ブロックストレージ	docomo MEC Compute E サービス(ネットワーク) クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワーク経由で iSCSI プロトコルで接続可能なブロックストレージを提供するもの
(2) ファイルストレージ	docomo MEC Compute E サービス(ネットワーク) クラウド/サーバー ローカルネットワークに係るロジカルネットワーク経由で NFS(v3)プロトコルで接続可能なファイルストレージを提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) ブロックストレージ

A 提供条件等

- (A) 当社は、本メニューの提供にあたり、1のボリュームにつき 2 IOPS/GB または 4IOPS のストレージ IO 制御を実施します。
- (B) 1の ボリュームに対して複数のスナップショットを作成することができます。スナップショットの最大取得可能数は 100 です。
- (C) スナップショットに保存可能な容量はボリュームサイズの 30%に制限(以下、「スナップショット制限値」)され、スナップショット容量がスナップショット制限値の 95%を超えると、スナップショットは作成された順に 95%未満になるまで自動的に削除されます。

B 料金算定方法

- (A) 利用状況に応じて容量が変動する従量課金で、当社が任意のタイミングで、日単位のスナップショット容量の最大値を測定し、当該月の合計総容量に対し、1日あたりの GB 単価により算出されるものとします。

(2) ファイルストレージ

A スタンド

(A) 提供条件等

- a Web 料金表当社は、スタンダードの提供にあたり、1のボリュームにつきスループット性能はベストエフォートで提供し、各ボリュームに最大スループット制限が付与されます。
- b スタンダードは、容量10TB から 5TB 単位で利用できるものとし、容量の上限を 100TB とします。

別紙 6 セキュリティ

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Managed Anti-Virus	不正プログラム、ウイルス、トロイの木馬、スパイウェアなどウイルス感染の脅威から本メニューを適用する仮想サーバー、物理サーバー等のホストを保護するもの
(2) Managed Virtual Patch	OS やアプリケーションの脆弱性に対する攻撃から本メニューを適用する仮想サーバー、物理サーバー等のホストを保護するもの
(3) Managed Host-based Security Package	本メニューを適用する仮想サーバー、物理サーバー等のホストのセキュリティ対策に必要な機能をオールインワンで提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Managed Anti-Virus

A 提供条件等

- (A) docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。
- (B) ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。
- (C) 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。
- (D) 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256となります。

B 料金算定方法

- (A) 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。
- (B) 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。
- (C) 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、(B)の算定に基づき料金算定します。
- (D) 1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を(B)の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

(2) Managed Virtual Patch

A 提供条件等

- (A) docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。
- (B) ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。
- (C) 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。
- (D) 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256となります。

B 料金算定方法

- (A) 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。
- (B) 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。
- (C) 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、(B)の算定に基づき料金算定します。1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を(B)の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

(3) Managed Host-based Security Package

A 提供条件等

- (A) docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）で利用中のホストの OS 上に Agent をインストールしていただき、当社の管理サーバーと接続して動作します。管理サーバーとはインターネット経由での接続が必要です。
- (B) ホスト上のセキュリティ機能及び各機能の管理機能を提供します。
- (C) 申込みいただけるメニューは、1のテナントにつき、いずれか1メニューとなります。
- (D) 申込みいただける上限数は、1のテナントにつき、256となります。
- (E) Managed Host-based Security Package には Managed Anti-Virus、Managed Virtual Patch の機能が含まれます。

B 料金算定方法

- (A) 利用時間にかかわらず、月額定額料金とします。
- (B) 申込みいただいたメニューと最大利用 Agent 数を乗じて、月額料金を算定します。

- (C) 最大利用 Agent 数まで Agent をインストールして利用いただくことができます。最大利用 Agent 数までインストールされずに利用されていない場合でも、2の算定に基づき料金算定します。1の料金月において、利用メニューや数量を変更した場合、その料金月に利用したメニュー及び数量を2の算定方法に基づいて料金を比較し、最も高い料金を月額料金として適用します。

別紙 7 ミドルウェア/ライセンス

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) Oracle	Oracle Corporation（以下、「オラクル」といいます。）が提供するソフトウェア（Oracle、Oracle SE2、Oracle EE）に係るライセンスを docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に係る仮想サーバー上で提供するもの
(2) SQL Server	Microsoft が提供する SQL Server に係るソフトウェア及びライセンスを docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）上で提供するもの
(3) Arcserve Unified Data Protection	Arcserve Japan 合同会社（以下、「Arcserve Japan」といいます。）が提供する Arcserve に係るバックアップソフトウェア（以下、「Arcserve ソフトウェア」といいます。）及びライセンスを docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）仮想サーバー、上で提供するもの
(4) HULFT	㈱セゾン情報システムズ（以下、「セゾン情報システムズ」といいます。）が提供する HULFT に係るソフトウェアにより docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）で HULFT ライセンス及び動作環境を提供するもの
(5) Windows Server Remote Desktop Services SAL	Microsoft が提供する Windows Server Remote Desktop Services SAL に係るソフトウェア及びライセンスを docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に係る仮想サーバー上で提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Oracle

A 仮想サーバーメニュー向け

(A) 提供条件等

- a（利用の範囲）当社は、当社設備に導入された Oracle ソフトウェア（Oracle ソフトウェア（BYOL）を除きます。以下、同じとします。）にアクセスすることができます。ただし、契約者は、本契約の条件に従って Oracle ソフトウェアを使用するものとし、また、Oracle ソフトウェアは、契約者の拠点に導入してはなりません。当社は、Oracle ソフトウェアの所有権、使用权及び知的財産権を留保し、Oracle ソフトウェアに関するいかなる権利も契約者には移転しません。
- b（補償）Oracle ソフトウェアの情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ、ハードウェア及びその他 Oracle ソフトウェアに係る提供物（本条ではあわせて以下、「提供物」といいます）のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、契約者が以下の各号を実施することを条件に当社の費用と負担において当該クレームから契約者を防御するとともに、裁判所が判示した金額（当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など）又は当社が同意した和解金額であって、契約者が現に負担した金額につき契約者に補償を行うものとし、
 - (a) 契約者が当該クレームを受領した日から 20 日以内に、（法律等で要求される場合はそれより早く）当社に書面にて速やかに通知をすること
 - (b) 当社に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること
 - (c) 当該クレームの防御や解決に必要となる情報や権限、助力を当社に与えること
 - (d) 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、当社が侵害していると認めた場合は、当社は当該提供物を非侵害となるように（その実用性又は機能性を実質的に維持しながら）修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用权を取得するかいずれかの措置をとることができます。
- c いずれの措置も商業的合理的でない場合は、当社は当該提供物の使用权を終了させ返却を求め、当該提供物に関して契約者が当社に支払った利用料金について返還することができます。b から e は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する契約者の唯一の救済措置とします。
- d（責任の制限）共通編第 27 条にかかわらず、当社は、Oracle ソフトウェアについて、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害を与えた場合は、契約者が当社に支払った金額を上限として契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとし、但し、当該損害が保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアから生じた場合には、当社の損害賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な Oracle ソフトウェアに係る月額定額料金を上限とします。なお、本条は、契約者が本契約に基づき当社に対し負っている支払債務を免除するものではありません。
- e（非保証）当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (a) Oracle ソフトウェアが契約者の期待通りの品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。
- (b) Oracle ソフトウェアを利用する事によって、利用する端末内のアプリケーションやデータ等に影響を及ぼさないこと。
- f (制約事項) Oracle ソフトウェアは、docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバーメニューにおいて提供されます。
- g Oracle ソフトウェアとともに使用することが適切または必要である第三者の技術がある場合には、関連するドキュメント(オラクルが開示する第三者の技術に係る資料等を含みます。以下、「関連ドキュメント」といいます。)で特定されます。その第三者の技術は、サービス利用者に対して、提供される本 Oracle 関連メニューと共に使用する使用についてのみ許諾されるものであって、また、本契約ではなく、関連ドキュメントで特定される第三者とのライセンス契約に定める条件に従ってのみ使用許諾されるものとします。
- h 契約者は、Oracle ソフトウェアの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (a) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに関する利益を、いずれかの個人または団体に、譲渡し、権利を付与し、または移転すること(契約者が Oracle ソフトウェアへの担保設定を主張する場合であっても、担保権者は、Oracle ソフトウェアを使用または移転する権利を有さないものとします)。
 - (b) Oracle ソフトウェアまたはそのライセンサーの財産権に関する表示を削除または改変すること。
 - (c) Oracle ソフトウェアを複製し、リバースエンジニアリングし(ただし、インターオペラビリティのために、法令によって必要とされている場合を除く)、逆アセンブルし、または逆コンパイルすること(データの構造その他同様の Oracle ソフトウェアによって作成される資料の精査による場合も含みます)。
 - (d) Oracle ソフトウェア上で行ったベンチマークテストの結果を公表すること。
 - (e) Oracle ソフトウェアまたは Oracle ソフトウェアに基づき作成したイメージから docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)以外のリソースへ実体を作成すること。
- i 本契約における別段の規定にかかわらず、オラクルは、本別冊との関係においてのみ、本契約の第三者受益者とされるものとします。
(Oracle ソフトウェア(BYOL))
- j Oracle ソフトウェア(BYOL)を使用に関しては、以下の条件が適用されます。
 - (a) docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)に係る仮想サーバーで提供される Oracle ソフトウェア(BYOL)の使用はできません。
 - (b) 契約者とオラクルとの間の契約(以下、「オラクル既存契約」といいます)に定める Oracle ソフトウェア(BYOL)の条件が契約者による Oracle ソフトウェア(BYOL)の使用に適用されます。
 - (c) オラクル既存契約に基づき生じる責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。
(料金の改定)
- k オラクルが Oracle ソフトウェアに係る Oracle ライセンスの料金(オラクルが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Oracle ソフトウェアに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
(利用の制限)
- l 契約者は本メニューについて以下の行為を行うことができないものとします。
 - (a) 契約者と当社の間で、本メニューの提供又は販売に関する別段の合意がある場合:本メニューを NTT グループ会社に再販する場合に、当社の Web サイト(<https://www.mec.docomo.ne.jp/>)に定める NTT グループ以外のお客様向けテンプレート利用させること。
 - (b) 契約者が NTT グループ会社の場合:当社の Web サイト(<https://www.mec.docomo.ne.jp/>)に定める NTT グループ以外のお客様向けテンプレートを利用すること。
 - (c) 契約者が NTT グループ会社以外の場合:当社の Web サイト(<https://www.mec.docomo.ne.jp/>)に定める NTT グループのお客様向けテンプレートを利用すること。

当社が 2(1)A(A) の違反を確認した場合、当社は共通編第 17 条に基づき本メニューの利用を停止することがあります。

NTT グループ会社は、日本電信電話株式会社が直接又は間接に議決権の過半数を有する会社が該当します。

※注釈

docomo MEC Compute E は、ドコモグループである NTT コミュニケーションズの Smart Data Platform クラウド/サーバーを利用しており、Oracle メニューは Smart Data Platform クラウド/サーバーが提供するサービスメニューとなります。

(B) 料金算定方法

- a Linux / RedHat Enterprise Linux/ Rad Hat Enterprise Linux 8 / Windows Server 2019 の場合
時間料金×利用時間を利用料金とします。
利用料金が月額上限料金を超える場合、月額上限料金を利用料金とします。
 - b Windows の場合
 - (a) 月額固定料金+(時間料金×利用時間)を利用料金とします。仮想サーバーが一度でも起動されると月額固定料金が発生します。利用料金が月額上限料金を超える場合、月額上限料金を利用料金とします。
 - (b) 月額固定料金は、プラン変更時には加算されません。
- (2) SQL Server
- A 提供条件等
- (A) 本メニューの利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
<http://www.microsoftvolumelicensing.com/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2&Language=32>
- (B) 契約者は、本メニューの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
- a 本メニューを docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) 以外のリソース上で利用すること。
 - b 本メニューに含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
 - c 本メニューをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。
 - d 本メニューの不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
 - e 本メニューに不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながるものがない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)
- (C) 契約者が本メニューの利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。
- (D) 当社は、契約者による本メニューの利用にあたり、docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)に関連する技術的なサポート(当社が指定するものに限り)を実施します。
- (E) 契約者は、本メニューの利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。
- (F) 契約者は、本メニューの利用について、Microsoft が docomo MEC Compute E サービスに係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。
- (G) Microsoft が本メニューに係る料金(Microsoft が当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。
- (H) 本メニューについて、2(2)A (A)から(G)に定めのない事項は、本規約の定めに基づいて取り扱うものとします。
- B 料金算定方法
- (A) 仮想サーバーで利用の場合
- a 利用時間にかかわらず、月額固定料金とします。
 - b 1の料金月において、メニュー及びプランを変更した場合、その料金月に利用したメニュー及びプランの料金を比較して、最も高い料金を月額料金として適用します。
- (3) Arcserve Unified Data Protection
- A 提供条件等
- (A) 本メニューのライセンスは以下の条件のいずれかを満たしている期間のみ、docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)の外部にて契約者が管理/運用するサーバ及び仮想マシンでも利用できます。
- a docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)のサーバー及び仮想マシンへの移行を実施する目的での利用の場合
 - b 本メニューで提供されるソフトウェア及びライセンスで docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)上に構築されたバックアップシステムを利用する場合
 - c Arcserve ソフトウェアの機能を用いた docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)上のサーバー及び仮想サーバーと docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)外の環境との冗長化構成(災害対策等)を実施される場合

- (B) 本メニューは、システム及びデータのバックアップ及びリストアの成功を保証するものではありません。バックアップ及びリストアは契約者の責任で実施してください。リストア先のサーバーに不具合が発生しても当社では責任を負いません。
- (C) サービスの故障やメンテナンスによりバックアップが取得できない場合があります。バックアップの取得状況については契約者自身にてご確認ください。
- (D) バックアップ保存先のストレージは本メニューには含まれていません。
- (E) 本メニューを利用したサーバタイプの変更は、あらゆる構成のタイプ変更を保証するものではありません。docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) 仮想サーバーに係る各メニュー及びプランから、異なるサーバーへのメニュー及びプランの移行をする場合は、契約者責任で実施いただきます。
- (F) OS 及びサーバタイプに応じた必要ライセンス数がサーバー毎に必要です。
- (G) 本規約に加えて、Arcserve Japan の EULA(<https://www.arcserve.com/eula/>)が適用されるものとします。また、本メニューの利用に際しては以下の a から g までの行為を禁止しています。
 - a Arcserve ソフトウェアの全部もしくは一部の修正、コピーその他複製、
 - b Arcserve ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他 Arcserve ソフトウェアに使用されるソースコード形式もしくはコードの構造を抽出する試み
 - c 本契約に従い特に権限を付与される場合を除く、Arcserve ソフトウェアの第三者への提供、賃貸もしくは貸与
 - d Arcserve ソフトウェアに記載された所有権の表示もしくはラベルの除去
 - e Arcserve ソフトウェアの一部の修正もしくはその二次的著作物の作成
 - f 違法目的での Arcserve ソフトウェアの使用、または、Arcserve ソフトウェアをウェブサイトに公開し、ダウンロードできる状態にすること
 - g 第三者への Arcserve ソフトウェアの頒布または Arcserve ソフトウェアの一部を構成する Arcserve のコンテンツの「フレーム」もしくは「ミラー」の作成。
- (H) 契約者は、Arcserve グループが供給するサードパーティーのハードウェア設備及びソフトウェアが当該ハードウェアまたはソフトウェアの製造業者またはライセンサーが提示する保証またはその他条件に従い、契約者に提供される可能性があることに同意するものとします。
- (I) ライセンスは、OS に1回限りインストール可能です。使わなくなったライセンスを別サーバーに利用することはできません。
- (J) 本メニュー申込み時に契約者が指定したソフトウェアサポートリージョンを変更する場合は、解約の上、新たにお申し込みください。
- (K) Arcserve Advanced Edition に関する製品サポートは、Arcserve Japan が直接提供します。サポート窓口の先及びサポート時間等の情報は、以下の情報を参照ください。
<https://arcserve.zendesk.com/hc/ja/articles/207299553>
- (L) Arcserve Japan のサポート内容は地域によって異なる場合があります。
- (M) アプリケーションは Arcserve Japan のウェブサイトから入手いただけます。
- (N) Arcserve Japan への問合せには、オーダーID が必要です。オーダーID 及びライセンスキーは、申込み後に当社が通知します。
- (O) Arcserve のみに係る事項としては以下の通りです。(1) OS 及びサーバタイプに応じた必要ライセンス数がサーバー毎に必要です。(2)オーダーID の通知には、5営業日を要します。(3) ECL2.0 で稼働するシステムに直接関係しないシステムに、本メニューが提供するライセンスは利用できません。

B 料金算定方法

- (A) 本メニューに係る利用料金は、ご注文いただいたバックアップ容量に対し Web 料金表にて定める月額料金を適用します。
- (B) 月額料金とは、本メニューの申込み日に関わらず、対象サービスの当該月分の利用料金とします。

(4) HULFT

A 提供条件等

- (A) 当社は、契約者から当社及びセゾン情報システムズが別に定める方法により申込みがあったときは、契約者に対して HULFT ライセンスを付与します。但し、第8条2項の各号のいずれかに該当するときは、その申込みを承諾しないことがあります。
- (B) HULFT ライセンスサービス(前項に基づき付与された HULFT ライセンスを利用して、契約者がセゾン情報システムズから提供を受けるサービス(これに係るサポート業務を含みます)をいいます。以下、同じとします)の利用については、前項の申込みに対する当社及びセゾン情報システムズの承諾をもって、契約者とセゾン情報システムズとの間で HULFT サービスに係る利用契約(セゾン情報システムズが定める使用許諾書 (http://www.hulft.com/buy/new/license_agreement.html)に掲載)の提供条件(本規約に定める利用料金に係るものを除きます)並びに、ソフトウェア・プロダクト技術サポート契約 (http://www.hulft.com/support/supportpack/technical_support.html))に掲載)に基づき成立するものをいいます。)が適用されるものとします。

- (C) HULFT ライセンスサービスは、中国、ロシア又はフランス各国内での利用は禁止されています。左記の国での利用につき、当社及びセゾン情報システムズは契約者及び利用者に対して、責任を負わないものとします。
- (D) HULFT ライセンスサービスの利用について、契約者に損害が生じた場合、契約者はセゾン情報システムズとその解決にあたるものとし、当社は責任を負わないものとします。
- (E) 契約者は、HULFT ライセンスサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
 - a HULFT ライセンスサービスを docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること
 - b 不正に HULFT ライセンスを複製して利用しないこと。
- (F) 契約者が HULFT ライセンスサービスに係る契約の解除をしようとするときの扱いは、第14条の定めによるものとします。この場合、その申し出に対する当社の承諾をもって、HULFT ライセンスサービスは廃止されるものとします。
- (G) HULFT ライセンスサービスに係る利用契約が終了したときは、本規約に基づく HULFT ライセンスの付与もその時点で終了するものとします。これにより、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。
- (H) セゾン情報システムズが HULFT ライセンスに係るライセンスの料金(セゾン情報システムズが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、HULFT ライセンスに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

B 料金算定方法

本メニューは、申込み月は無料となり、翌月から課金開始となります。なお、製品区分毎に月額定額料金が異なります。

(5) Windows Server Remote Desktop Services SAL

A 提供条件等

- (A) docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー)上で、Microsoft が提供する Windows Server Remote Desktop Services SAL オフィシャルイメージテンプレートを当社の仮想サーバー上で 提供します。本メニューを利用する場合、docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に係る仮想サーバー及び Windows Server を合わせて申込む必要があります。
- (B) Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用については、本規約の定めに加え、サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)が適用されるものとします。サービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)の閲覧にあたっては、Microsoft の以下の Web サイトを確認ください。なお、以下のサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。
<http://www.microsoftvolumelicensing.com/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2&Language=32>
- (C) 契約者は、Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
 - a Windows Server Remote Desktop Services SAL を docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）以外のリソース上で利用すること。
 - b Windows Server Remote Desktop Services SAL に含まれるいずれの著作権、商標またはその他の財産権に関する表示を、削除、改変または不明瞭化すること。
 - c Windows Server Remote Desktop Services SAL をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること(適用される法令においてかかる行為が明文で許容されている場合を除きます)。
 - d Windows Server Remote Desktop Services SAL の不正なインストール、頒布、複製、利用または違法コピーを行うこと。
 - e Windows Server Remote Desktop Services SAL に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において使用すること(その不具合が死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊につながるものない、構成データの保管、エンジニアリングツールまたは構成ツール、その他の非制御アプリケーション(制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当しないものをいいます。)など、管理を目的としたものは含まれません。)
- (D) 契約者が Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用により生じるすべての損害について、当社及び Microsoft は賠償責任を負わないものとします。
- (E) 当社は、契約者による Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用にあたり、docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に関連する技術的なサポート（当社が指定するものに限ります）を実施します。
- (F) 契約者は、Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用にあたり、当社の申出に基づき、必要な情報の開示することに同意するものとします。
- (G) 契約者は、Windows Server Remote Desktop Services SAL の利用について、Microsoft が docomo MEC Compute E サービス（クラウド/サーバー）に係る契約に規定する契約者の義務を強制し、契約の遵守状況を確認する権限を持つ本契約の第三者受益者であることに同意するものとします。

- (H) Microsoft が Windows Server Remote Desktop Services SAL に係る料金 (Microsoft が当社に対して請求するものをいいます) を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、Windows Server に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします

1 メニュー一覧

メニュー	
(1) Arcserve Cloud Direct	Arcserve Japan が提供する Arcserve Cloud Direct を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Arcserve Cloud Direct

A 提供条件等

- (A) Arcserve Cloud Direct のライセンスは以下の条件のいずれかを満たしている期間のみ、docomo MEC Compute E サービスの外部にて契約者が管理/運用するサーバ及び仮想マシンでも利用できます。
 - a docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) のサーバー及び仮想マシンへの移行を実施する目的での利用の場合。
 - b 本メニューで提供されるソフトウェア及びライセンスで docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) 上に構築されたバックアップシステムを利用する場合。
 - c Arcserve ソフトウェアの機能を用いた docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) 上の、仮想サーバーと docomo MEC Compute E サービス(クラウド/サーバー) 外の環境との冗長化構成(災害対策等)を実施される場合。
- (B) 本メニューは、システム及びデータのバックアップ及びリストアの成功を保証するものではありません。バックアップ及びリストアは契約者の責任で実施してください。リストア先のサーバーに不具合が発生しても当社では責任を負いません。
- (C) サービスの故障やメンテナンスによりバックアップが取得できない場合があります。バックアップの取得状況については契約者自身にてご確認ください。
- (D) 契約者から Arcserve Japan への直接の問い合わせやサポートを可能とするため、お申し込みの際に提供いただいた情報(個人情報を含む)を、Arcserve Japan へ提供します。また、利用目的の達成に必要な範囲内で Arcserve Japan から国外へ情報(個人情報を含みます。)が提供されることがあります。当社から Arcserve Japan に提供された個人情報は Arcserve Japan のプライバシーポリシーに則り扱われることとなります。
- (E) ライセンス違反が確認された場合は、サービス提供を中止する場合があります。
- (F) ライセンスの利用期間は、Arcserve Japan の EOL/EOS ポリシーに準拠します。
- (G) アプリケーションは Arcserve Japan のウェブサイトから入手いただけます。
- (H) Arcserve Japan への問合せには、オーダーID が必要です。オーダーID 及びライセンスキーは、申込み後に当社が通知します。
- (I) Arcserve UDP のみに係る事項としては以下の通りです。
 - a OS 及びサーバータイプに応じた必要ライセンス数がサーバー毎に必要です。
 - b オーダーID の通知には、5営業日を要します。
 - c docomo MEC Compute E サービスで稼働するシステムに直接関係しないシステムに、本メニューが提供するライセンスは利用できません。

B 料金算定方法

- (A) 本メニューに係る利用料金は、ご注文いただいたバックアップ容量に対し Web 料金表にて定める月額料金を適用します。
- (B) 月額料金とは、本メニューの申込み日に関わらず、対象サービスの当該月分の利用料金とします。